

鳥栖市地域防災計画 修正の概要

令和7年10月29日

計画修正の考え方

- 国の防災基本計画や佐賀県地域防災計画の修正に伴い、令和6年から令和7年の間に追加・変更・修正された事項の市地域防災計画への反映を行う。
- 今後も国の防災基本計画や佐賀県地域防災計画が修正された場合には、必要に応じて修正する。
- 本市の防災対策に関する見直し等の修正を行う。

主な修正項目

- (1)「防災基本計画」及び「佐賀県地域防災計画」の修正に伴う変更
- (2)本市の防災対策にかかる修正

(1)「防災基本計画」及び「佐賀県地域防災計画」の修正に伴う変更

■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体で作成する地域防災計画の基本となるもの

令和6年の防災基本計画の修正内容に沿って、
令和7年3月に佐賀県地域防災計画の内容を修正

■ 佐賀県地域防災計画

災害対策基本法第40条第1項の規定に基づき、佐賀県防災会議で作成
県の地域に係る防災に関し、県、市町及び防災関係機関が処理すべき事務又は、大綱などを定めており、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、県土並びに県民の生命及び財産を災害から保護することを目的している

防災基本計画修正の(令和6年6月)概要

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 新たな総合防災情報システムの運用開始
 - ・ 防災情報の総合防災情報システム(SOBO-WEB)への集約
- 水害対策の強化
 - ・ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - ・ 自治体、保健師、福祉関係者等間で連携した状況把握の実施
 - ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

<活動火山対策特別措置法の改正>

- 活動火山対策の強化
 - ・ 火山調査研究推進本部の設置
 - ・ 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
 - ・ 登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

<医療法の改正>

- 災害支援ナースの充実・強化

<水防法及び気象業務法の改正>

- 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施

<災害対策基本法施行令の改正>

- 緊急通行車両確認標章等の事前交付

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- 被災地の情報収集及び進入方策
 - ・ 車両や資機材の充実・小型化・軽量化
 - ・ 無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
 - ・ 海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
 - ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
 - 自治体支援
 - ・ 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
 - ・ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
 - 避難所運営
 - ・ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
 - ・ 避難所における生活用水の確保
 - ・ トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
 - ・ 高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
 - ・ 保健医療福祉に係る支援者(JRAT、JDA-DAT等)の明確化
 - 物資調達・輸送
 - ・ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保
- ### <その他各省庁における振り返り>
- 長時間継続する津波の見通し等に関する解説
 - より実態に即した液状化リスク情報の提供

※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。

【背景】

『国の防災基本計画の修正（令和6年6月分）』及び『令和6年能登半島地震に係る検討』を踏まえて、より実効性のある計画とするため、佐賀県地域防災計画を修正する。主な修項目は下記の通り。

県独自の修正関係

県の災害対策の取組や近年の情勢を踏まえた修正

○災害対策の取組方針

- ・「オペレーション重視」で事態の推移を適切に把握する【総則P4】

○佐賀県での災害対策強化

- ・孤立時の状況把握などについて関係機関と連携強化【風水害編P91、地震・津波編P111】
- ・「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充【風水害編P65】
- ・「快適トイレ」認定を受けた洋式トイレの設置推進【風水害編P235、地震・津波編P259】
- ・「スフィア基準」に沿った避難所運営の推進【風水害編P60、P179、地震・津波編P82、203】

国の防災基本計画の修正関係

その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

○水害対策の強化

- ・道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化【風水害編P10】

○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

- ・自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施【風水害編P68、地震・津波編P91】
- ・在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供【風水害編P68、地震・津波編P91】

国の防災基本計画の修正関係

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

○被災地の情報収集及び進入方策

- ・無人航空機、衛星インターネット等の活用【風水害編P70、地震・津波編P82,93】
- ・道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化【風水害編P259】

○自治体支援

- ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化【風水害編P45、地震・津波編P70】

○避難所運営

- ・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置【風水害編P179、地震・津波編P203】
- ・避難所における生活用水の確保【風水害編P179、地震・津波編P203】
- ・トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮【風水害編P235、地震・津波編P259】
- ・保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化【風水害編P51,P163、地震・津波編P75,186】

○物資調達・輸送

- ・運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保【風水害編P52、地震・津波編P75】

関連する法令の改正を踏まえた修正

○医療法の改正

- ・災害支援ナースの充実・強化【風水害編P50、地震・津波編P74】

(1)「防災基本計画」及び「佐賀県地域防災計画」の修正に伴う変更

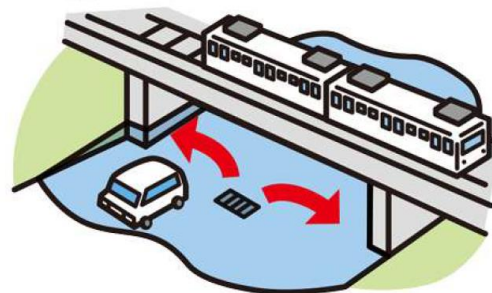
令和6年から令和7年の間に国の防災基本計画や佐賀県地域防災計画に追加・変更・修正された主な項目

○水害対策の強化

道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化

- ・排水施設及び排水設備の補修等を推進
- ・渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進

(第3編第1章第2節第3 2 交通施設の整備)



(1)「防災基本計画」及び「佐賀県地域防災計画」の修正に伴う変更

令和6年から令和7年の間に国の防災基本計画や佐賀県地域防災計画に追加・変更・修正された主な項目

○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

自治体・保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施

- ・各団体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行う
- ・状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める

(第3編第1章第12節 4 被災者支援体制の整備)

(1)「防災基本計画」及び「佐賀県地域防災計画」の修正に伴う変更

令和6年から令和7年の間に国の防災基本計画や佐賀県地域防災計画に追加・変更・修正された主な項目

○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、

被災者支援に係る情報の提供

- ・地域の実情に応じ、**在宅避難者**等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める
- ・**車中泊避難**を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める

(第3編第1章第5節 6 避難所開設のための整備)

(第4編第3章第5節 第9 6 在宅避難者への配慮)

(第4編第3章第5節 第9 7 車中泊避難への対応)

(1)「防災基本計画」及び「佐賀県地域防災計画」の修正に伴う変更

令和6年から令和7年の間に国の防災基本計画や佐賀県地域防災計画に追加・変更・修正された主な項目

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

○自治体支援

応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化

- ・国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める
- ・応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める

(第3編第1章第3節第4 3 受援計画等の策定)

(1)「防災基本計画」及び「佐賀県地域防災計画」の修正に伴う変更

令和6年から令和7年の間に国の防災基本計画や佐賀県地域防災計画に追加・変更・修正された主な項目

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

○避難所運営

パーティション、簡易ベッド等の避難所開設当初からの設置

- ・避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める

避難所における生活用水の確保

- ・避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める

(第4編第3章第5節第9 1 運営)

(1)「防災基本計画」及び「佐賀県地域防災計画」の修正に伴う変更

令和6年から令和7年の間に国の防災基本計画や佐賀県地域防災計画に追加・変更・修正された主な項目

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

○避難所運営

仮設トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮

- ・必要に応じて仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置するとともに簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める



(第4編第3章第17節第3 仮設トイレの設置)



(1)「防災基本計画」及び「佐賀県地域防災計画」の修正に伴う変更

令和6年から令和7年の間に国の防災基本計画や佐賀県地域防災計画に追加・変更・修正された主な項目

令和6年度改正への佐賀県からの指摘による修正

○家庭動物の避難受入れ等に関する支援

家庭動物の避難受入れの周知及び状況把握等

- ・家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める
- ・家庭動物の受入方法等について周知を図る
- ・獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める

(第3編第1章第1節第6 1 市民への防災知識の普及啓発)

(第3編第1章第5節 2 避難場所等の指定)

(第4編第3章第5節 第9 10 家庭動物との避難への対応)

(第4編第3章第17節 第2 7 家庭動物等の保護・収容)

(1)「防災基本計画」及び「佐賀県地域防災計画」の修正に伴う変更

令和6年から令和7年の間に国の防災基本計画や佐賀県地域防災計画に追加・変更・修正された主な項目

令和6年度改正への佐賀県からの指摘による修正

○被災建物のアスベスト飛散等に係る対応

アスベスト使用建築物の把握、建物倒壊時の応急措置等

- ・平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める
- ・アスベスト飛散のおそれがある場合は、施設所有者は施設の点検、養生・立入禁止等による応急措置を講じる
- ・県は、被災建築物の解体等によりアスベストが飛散するおそれがある場合は、所有者や解体等工事の受注業者等に対して指導等を行う。

(第3編第1章第2節第2 7 アスベスト使用建築物等の把握)

(第4編第3章第16節 第1 被災住宅の応急危険度判定等)

(第4編第3章第16節 第2 被災住宅の解体、撤去)

(2)本市の防災対策にかかる修正

○新たに締結した協定の追記

協定名	相手方	担当課
災害時における支援協力に関する協定	鳥栖市測量・設計業協会	総務課
災害時における避難場所の提供等に関する協定	久光製薬株式会社	総務課

(資料編 鳥栖市が締結している協定)

○指定避難所の収容人員数の考え方

スフィア基準に沿った避難所運営に努めるため、収容人員については、状況に応じて

可能な限り 3.5㎡当たり1人とするなど柔軟に対応することを明記

(第3編第1章第5節 1 指定避難所の指定・登録)

(第3編第1章第5節 2 避難場所等の指定)